

関市告示第142号

関市林業安全装備購入等事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年4月5日

関市長 尾 関 健 治

関市林業安全装備購入等事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、林業安全装備等を購入する者等に対して予算の範囲内で関市林業安全装備購入等事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市民の自助による里山整備を促進し、もって新たな林業の担い手の確保及び林業従事者の労働安全の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 林業安全装備 林業用ヘルメット、保護眼鏡、チェーンソー防護ズボン、チェーンソー防護チャップス、防振手袋、チェーンソー防護ブーツ（つま先を防護する機能を有するものに限る。）、安全地下足袋（足の甲を防護する機能を有するものに限る。）、すね当て、手斧、くさび、ハンマー、けん引具（手動式のものに限る。）及びファン付き作業服をいう。
- (2) チェーンソー チェーンソー及び目立て工具をいう。
- (3) 林業安全装備等 林業安全装備及びチェーンソーをいう。
- (4) 特別教育 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第36条第8号の業務に係る労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第59条第3項に規定する特別の教育をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業

とする。

(1) 市内の店舗で林業安全装備等を購入する事業

(2) 特別教育を受ける事業

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、補助事業を行う者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、第7条第1項の規定により申請を行う日前5年以内に国、県又はこれらが出資する財団法人等からこの告示と同一の目的の補助金等の交付を受けた者又はその交付の決定を受けた者については、補助金の交付対象者としなない。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。

(2) 市税、保育料、水道料金、下水道使用料その他の市に納付すべき歳入金を滞納していないこと。

(3) 特別教育を受けた者であること。（第3条第1号の事業のみ行う場合に限る。）

(4) 市内に0.1ヘクタール以上の森林を所有し、又は管理する者であること。

(5) その属する世帯の世帯員が、この告示による補助金の交付を受けてから5年を経過しない者でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費で、次に掲げるものとする。

(1) 林業安全装備等の購入費

(2) 特別教育の講習費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、次に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める金額を限度とする。

(1) 第3条第1号の事業 次のア又はイに掲げる林業安全装備等の区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 林業安全装備 60,000円

イ チェーンソー 40,000円

(2) 第3条第2号の事業 10,000円

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、関市林業安全装備購入等事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に要する費用の内訳が記載された見積書

(2) 仕様及び規格が分かる書類の写し（第3条第1号の事業を行う場合に限る。）

(3) 所有し、又は管理する森林の位置図

(4) 戸籍簿謄本等（森林の所有者の相続人であって、その所有権の移転の登記がなされていない場合に限る。）

(5) 森林管理委託証明書（別記様式第2号）（森林の管理を委託されている場合に限る。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するかどうかを決定し、関市林業安全装備購入等事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知する。

3 前項の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、関市林業安全装備購入等事業補助金交付申請変更等承認申請書（別記様式第4号）に交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認するかどうかを決定し、関市林業安全装備購入等事業補助金交付申請変更等承認（不承認）通知書（別記様式第5号）により交付決定者に通知する。

5 市長は、第2項の規定による補助金の交付決定及び前項の規定による申請内容の変更の承認について条件を付けることができる。

(実績報告等)

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに関市林業安全装備購入等事業実績報告書兼補助金交付請求書(別記様式第6号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要する費用を支払ったことが分かる書類及びその内訳が分かる書類の写し
- (2) 特別教育の修了証の写し
- (3) 購入した林業安全装備等の写真(第3条第1号の事業を行った場合に限る。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付)

第9条 市長は、前条に規定する書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 交付決定者がこの告示の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定者が偽りその他不正の行為により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が補助金の交付を適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるときは、関市林業安全装備購入等事業補助金交付決定取消(返還)通知書(別記様式第7号)により交付決定者に通知する。

(処分の制限)

第11条 交付決定者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、第9条の規定による補助金の交付の日から6年を経過する日までの間、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に

供してはならない。ただし、あらかじめ関市林業安全装備購入等事業財産処分承認申請書（別記様式第8号）により市長に申請し、その承認を受けたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、当該申請を承認するかどうかを決定し、関市林業安全装備購入等事業財産処分承認（不承認）通知書（別記様式第9号）により交付決定者に通知する。

3 市長は、前項の承認を受けた交付決定者が、当該承認に係る財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（委任）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和4年4月5日から施行する。